

參考資料

○播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成14年2月15日要綱第7号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく播磨町高齢者福祉計画の策定及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に際し、重要な事項について調査審議を行うため、播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は保健・医療・福祉について知識、経験を有する者などのうちから町長が委嘱する。
- 3 各種団体の推薦により委嘱された委員が、推薦母体での職を失ったときは当委員を解職されるものとする。なお、後任の委員は、当該団体からの推薦によるものとし、委嘱の期間は前委員の残任期間とする。
- 4 委員は、当該計画が策定されたときに、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員定数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険年金グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、町長が招集する。

播磨町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区分	団体名	役職名	委員名
医療・保健・福祉	加古川市加古郡医師会	会長	◎河合 勝
	播磨歯科医師会	常務理事	○上野 幸三
	播磨薬剤師会	副会長	中尻 扶
	社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
	社会福祉法人 知足会	施設長	原 智博
	社会福祉法人 グランはりま	副施設長	山野 洋美
	デイサービスセンター和の花	施設長	岡田 茂彦
	グループホーム CHIAKIほおずき播磨	施設長	大元 明美
	播磨町民生委員児童委員協議会	会長	亀田 龍昇
住民代表	播磨町自治会連合会	会長	森野 六男
	播磨町シニアクラブ連合会	会長	田中 譲治
	播磨町連合婦人会	副会長	西田 利美子
	播磨町ボランティア連絡会	会長	山本 美代子
	播磨町商工会	監事	平崎 泰彦
	播磨町労働者福祉協議会	会長	森岡 祥浩
	第1号被保険者代表（公募）		平郡 正二
	第2号被保険者代表（公募）		小林 正美
行政	兵庫県東播磨県民局	主幹兼監査 指導課長	中西 誠子

◎会長 ○副会長